

# 土壤汚染対策法における

## 『一定の規模以上の土地の形質の変更』に係る行為について

### 1. 届出の対象となる行為

土地の形質の変更（掘削と盛土の別を問わず、土地の形状を変更する行為全般）を行う面積の合計が3,000m<sup>2</sup>以上のものが届出の対象となります。

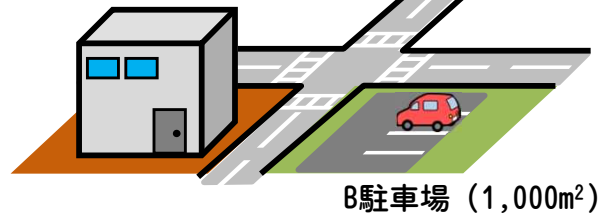
『形質の変更』の定義は、都市計画法等とは異なりますので、開発許可が不要な事業でも本届出が必要となる場合があります。

また、一連の行為であれば、対象区域が複数に分割し離れていても面積は合算されます。

※ なお、下記2に該当する行為、盛土のみの行為の場合は届出不要です。

#### <届出が必要となる行為の例>

A工場 (2,500m<sup>2</sup>)



B駐車場 (1,000m<sup>2</sup>)

A工場の建築に伴い、道路向かいにB駐車場を一連で整備する場合、2,500m<sup>2</sup>+1,000m<sup>2</sup>=3,500m<sup>2</sup>のため、届出の対象となります。

#### 『形質の変更』に該当する行為について

土地の形質の変更とは、目的に関係なく土地の形状を変更する行為全般をいいます。例えば、以下の行為に伴って発生する土壤の掘削や盛土なども『形質の変更』に該当します。

- ・建物の解体
- ・舗装工事
- ・道路工事
- ・抜根
- ・整地
- ・土壤の仮置き
- ・くい打ち
- など

※原地盤の形質を変更しない行為は土地の『形質の変更』に該当しません。

(例) 道路工事において、路盤材を残したまま、アスファルト部分だけを削り取る行為

### 2. 届出の対象外となる行為

以下の行為については、3,000m<sup>2</sup>を超えていても届出の対象外となります。

(1) 次のいずれにも該当しない場合

- ① 形質変更の対象区域外に土壤を搬出
- ② 土壤の飛散または流出を伴う土地の形質の変更
- ③ 形質変更に係る部分の深さが50cm以上

(2) 農業を営むために通常行われる行為（耕起や収穫等）であって、対象となる土地から土壤を搬出しない場合

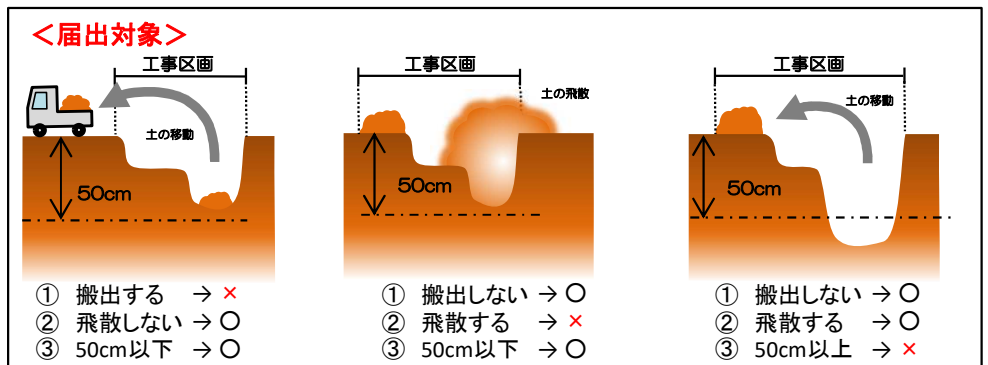
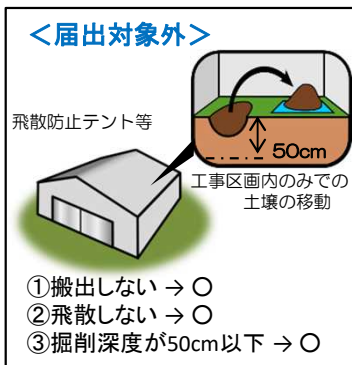
(3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、対象となる土地から土壤を搬出しない場合

(4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

(5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

#### (1) に該当する行為について

①、②、③を全て同時に満たす場合のみ、届出が対象外となります。



※ 工法等により判断が異なる場合があります。

3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更において、当該行為が届出の対象外であると考えられる場合は、事前にご相談ください。

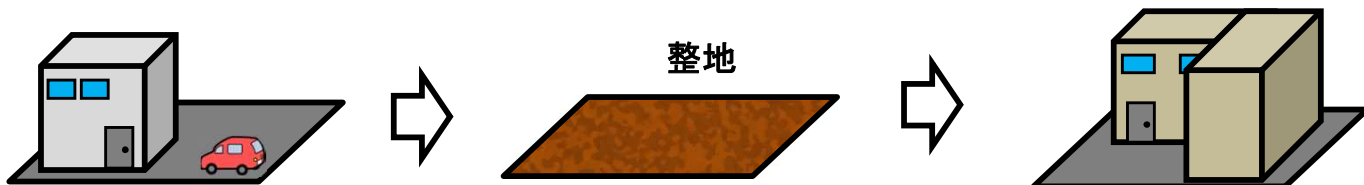
### 3. 届出の判断に関する具体例

例1: 3,500m<sup>2</sup>の土地で、1,000m<sup>2</sup>の建物を建て替えるため解体するが、残り2,500m<sup>2</sup>の駐車場部分は一切触らず、同じ場所に同規模の建物を立て直す行為。



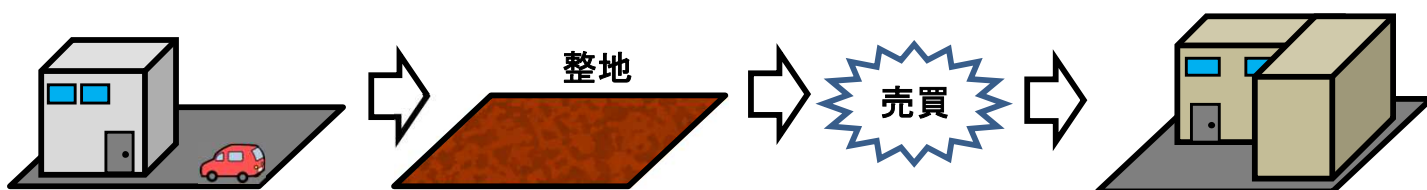
⇒ 形質の変更が3,000m<sup>2</sup>以下のため**届出は不要**

例2: 3,500m<sup>2</sup>の土地で2,000m<sup>2</sup>の建物を解体するのに伴い、残り1,500m<sup>2</sup>の駐車場部分も更地化する行為。



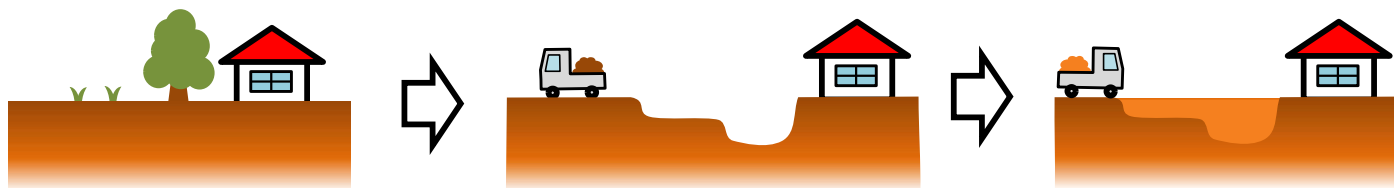
⇒ 形質の変更が3,000m<sup>2</sup>以上のため、**解体に伴う形質の変更を行う30日前までに届出が必要**

例3: A氏が3,500m<sup>2</sup>の土地を更地にするため、建物を解体し敷地全体を整地。その後、土地を売却し、購入したB氏が3,000m<sup>2</sup>を超える形質の変更を伴い建物を建てる行為。



⇒ 解体整地と建築が一連の行為でないため、**解体に伴う形質の変更を行う30日前までにA氏から、建築行為を行う30日前までにB氏から、それぞれ届出が必要。**

例4: 3,000m<sup>2</sup>を超える形質の変更を行うが、掘削した部分は埋戻し、元の地盤高に造成する行為。



⇒ 現状地盤に対して掘削に該当するため、**届出が必要**

※ 上記は判断の一例です。  
計画の内容により判断が異なる場合もありますので、3,000m<sup>2</sup>前後の形質の変更を行う場合は事前にご相談ください。

### 4. その他 注意点

土地の形質の変更を行う**30日前**までに届出が必要です。

届出期間の短縮措置はありませんので、届出に該当する可能性がある場合は早めに環境対策課までご相談ください。

届出・お問い合わせ先  
札幌市 環境局 環境都市推進部 環境対策課 水質係  
TEL:011-211-2882 / FAX: 011-218-5108  
E-mail: kankyo\_taisaku@city.sapporo.jp



さっぽろ市  
02-J02-23-2120  
R5-2-1341

SAPPORO